

参考資料集

2021年5月28日
事 務 局

- 現在、総務省では、光ファイバを軸とする世界最先端の通信インフラを全国整備することを目標に据えた政策を推進中。
- 一方、今後進みゆく人口減少社会においては、通信インフラの「整備」から「維持」フェーズへの移行が必要となることを見据え、他の公共インフラと同様、社会全体の効率化の流れを踏まえつつ、光ファイバ等を維持可能な枠組みが必要。
- こうした背景を踏まえ、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申(2019年12月情報通信審議会)においても、ブロードバンドのユニバーサルサービス化等について専門的・集中的な検討を進めるための検討体制を設けることが適当とされたところ。

日本の人口の推移

- 出生数が死亡数を下回る「自然減」の傾向が強まり、2040年頃には毎年100万人近くが減少。

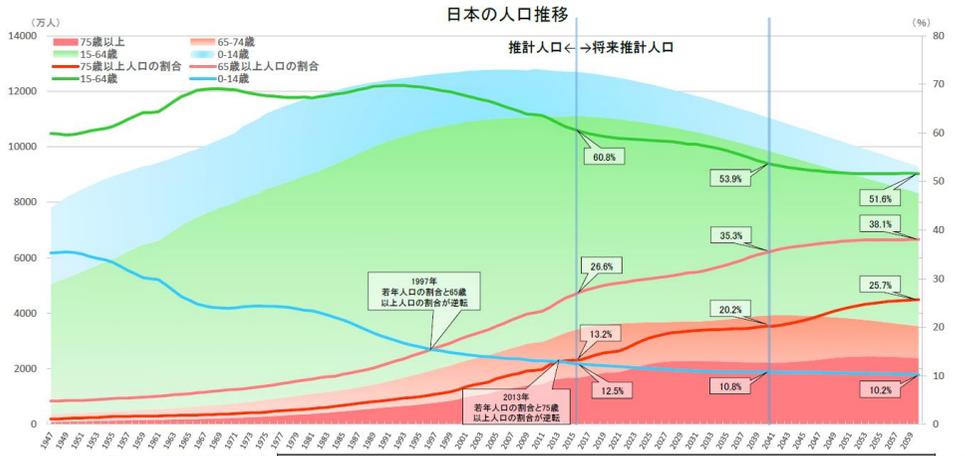


表6 日本の人口推移

(1947年～2015年は総務省統計局「推計人口(各年10月1日現在)」から作成、2016年～2060年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(429.4推計)」から作成(右表中、括弧書きは前期比)

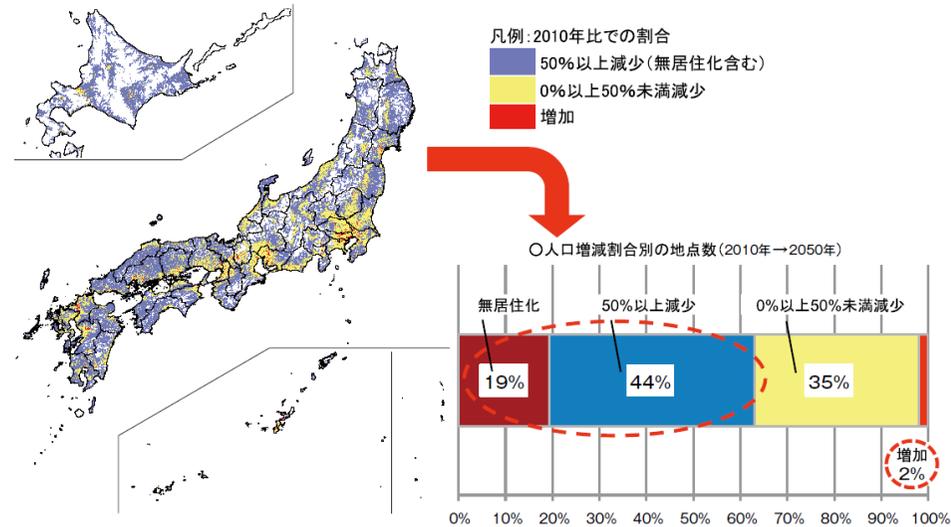
	1947	1995	1990	2015	2040	2060
0-14歳人口	2,757	2,517 (▲241)	2,254 (▲262)	1,595 (▲660)	1,194 (▲401)	951 (▲243)
15-64歳人口	4,678	6,693 (+2,016)	8,614 (+1,921)	7,728 (▲886)	5,978 (▲1,751)	4,793 (▲1,185)
65-74歳人口	288	431 (+143)	894 (4463)	1,708 (+814)	1,681 (▲27)	1,154 (▲528)
75歳以上人口	87	187 (+101)	599 (4411)	1,679 (+1,080)	2,239 (+561)	2,387 (+147)

出典:「自治体戦略2040構想研究会(第1回)事務局資料

2050年の人口増減状況

- 現在の居住地域(1km²単位)の6割以上で人口が半分以下となり、約2割は人が住まなくなる。
- 人口が増加する地点は全体の約2%(主に大都市圏に分布)。

【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】



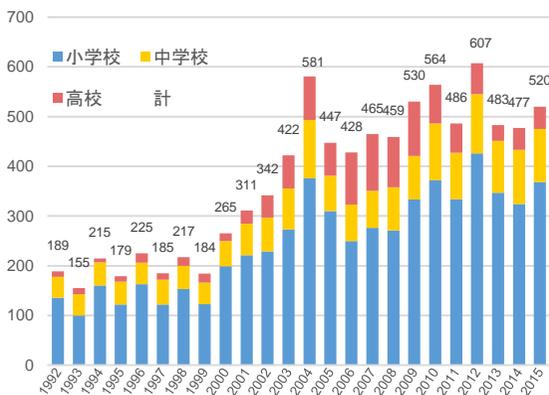
出典:国土交通省「国土のグランドデザイン2050」

公共インフラの維持の困難化

- 今後、**人口減少、労働力減少、過疎化**などにより、**社会構造が大きく変化することが見込まれている。**
- このような社会においては、**公共インフラの在り方も変化することが予想される。**
- 一方で、**テレワーク・遠隔医療等の活用を可能とすることにより、他の公共インフラの減少を通信が補う**という側面もある。(→P10参照。)

学校

- 児童生徒数の減少により、**小規模校や廃校が増加。**



出典: 文部科学省「廃校施設等活用実態調査」(平成28年5月1日現在)より作成

公共交通

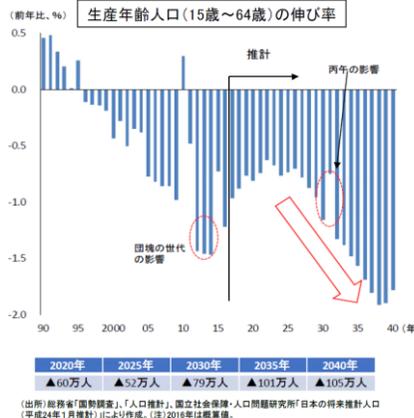
- 鉄道等の**廃止路線が増加。**



出典: 国土交通省HP「地域鉄道の現状「近年廃止された鉄道路線」」

労働力

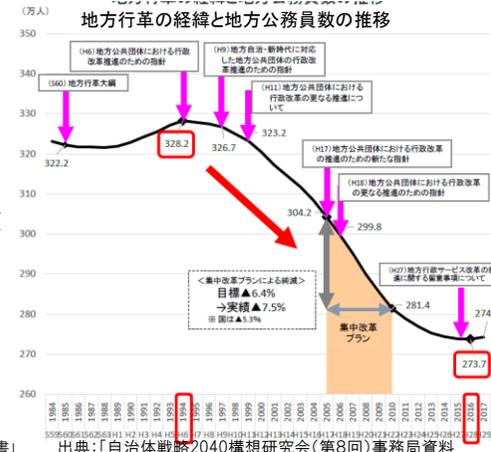
- 生産年齢人口の**減少が加速。**



出典: 内閣府経済財政諮問会議「2030年展望と改革タスクフォース報告書」

行政

- 地方行革により**地方公務員数は減少。**



出典: 「自治体戦略2040構想研究会(第8回)事務局資料」

いわゆる「コンパクトシティ(小さな拠点)」のイメージ



小学校や旧役場庁舎の周辺に日常生活を支える買い物、医療等の「機能」を**コンパクトに集積**

交通と情報通信によるネットワークで周辺を支える

道の駅、特産品等農業の6次産業化、バイオマスエネルギーの地産・地消により、新たな雇用を創出

出典: 国土交通省「国土のグランドデザイン2050」パンフレット

コンパクト+ネットワークの意義・必要性

- 質の高いサービスを効率的に提供
 - 人口減少下において、各種サービスを効率的に提供するためにはコンパクト化が不可欠
 - しかし、コンパクト化だけでは、圏域・マーケットが縮小
 - このため、ネットワーク化により都市機能に応じた圏域人口を確保
- 新たな価値創造
 - 人・モノ・情報の高密度な交流が実現し、イノベーションを創出
 - コンパクト+ネットワークにより、国全体の「生産性」を高める国土構造

出典: 国土交通省「国土のグランドデザイン2050」パンフレット

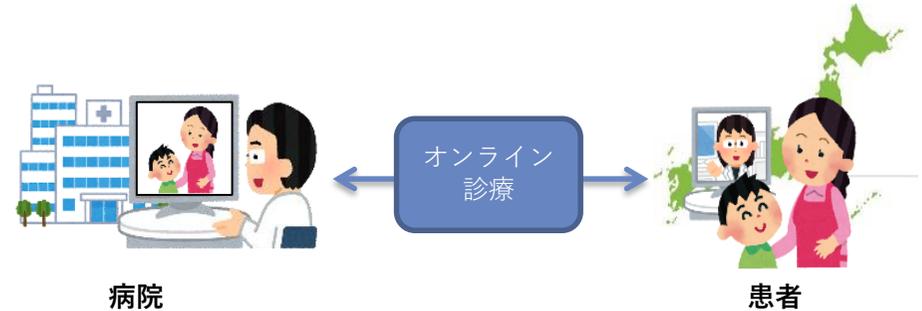
- Society 5.0時代に不可欠なサービスには、利用の際にブロードバンド基盤を必要とするものが数多く存在。

テレワーク



※テレワーク:「tele=離れたところで」と「work=働く」を合わせた言葉

遠隔医療



遠隔教育



電話リレーサービス



※電話リレーサービス: 通訳オペレータ(手話通訳者等)が手話又は文字と音声を通訳することにより、聴覚障害者等の電話による意思疎通を仲介するもの

※2020年6月12日「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第53号)」交付。同年12月1日施行。

- 現行制度は、国民生活に不可欠なサービスである固定加入電話等を対象に、あまねく全国における提供を確保。
- 当面、固定加入電話は不可欠な役割を担うと想定されるが、人口減・過疎化等の社会構造変化に対応した効率化が課題。
- Society 5.0時代を見据えれば、ブロードバンドが一層重要な役割を担うと想定されるなど、新たな公共インフラとしての通信サービスの整備・維持の在り方が課題。

① 電話サービスの持続可能性の確保

当面の 対応

- NTT東西は電話の提供にあたり全ての設備を自ら設置することが義務づけられているが、辺地等においては極めて不経済となり、「全国あまねく提供」に支障が生じるおそれがある場合があることから、NTT東西に対し、携帯電話網を含む他者設備の利用を例外的に認めるための制度整備を迅速に進める。
- 例外的な他者設備の利用にあたり、以下の要件を満たすことを確認するため、認可制を導入。
 - ・ 他者設備の利用を認める範囲について総務省において基準を明確化(災害復旧の一時的利用にも留意)
 - ・ 安定的なサービス提供のための体制、適切なサービス品質、他者設備の調達における公正環境の確保 等

② 新たなサービスの利用可能性の確保

当面の 対応

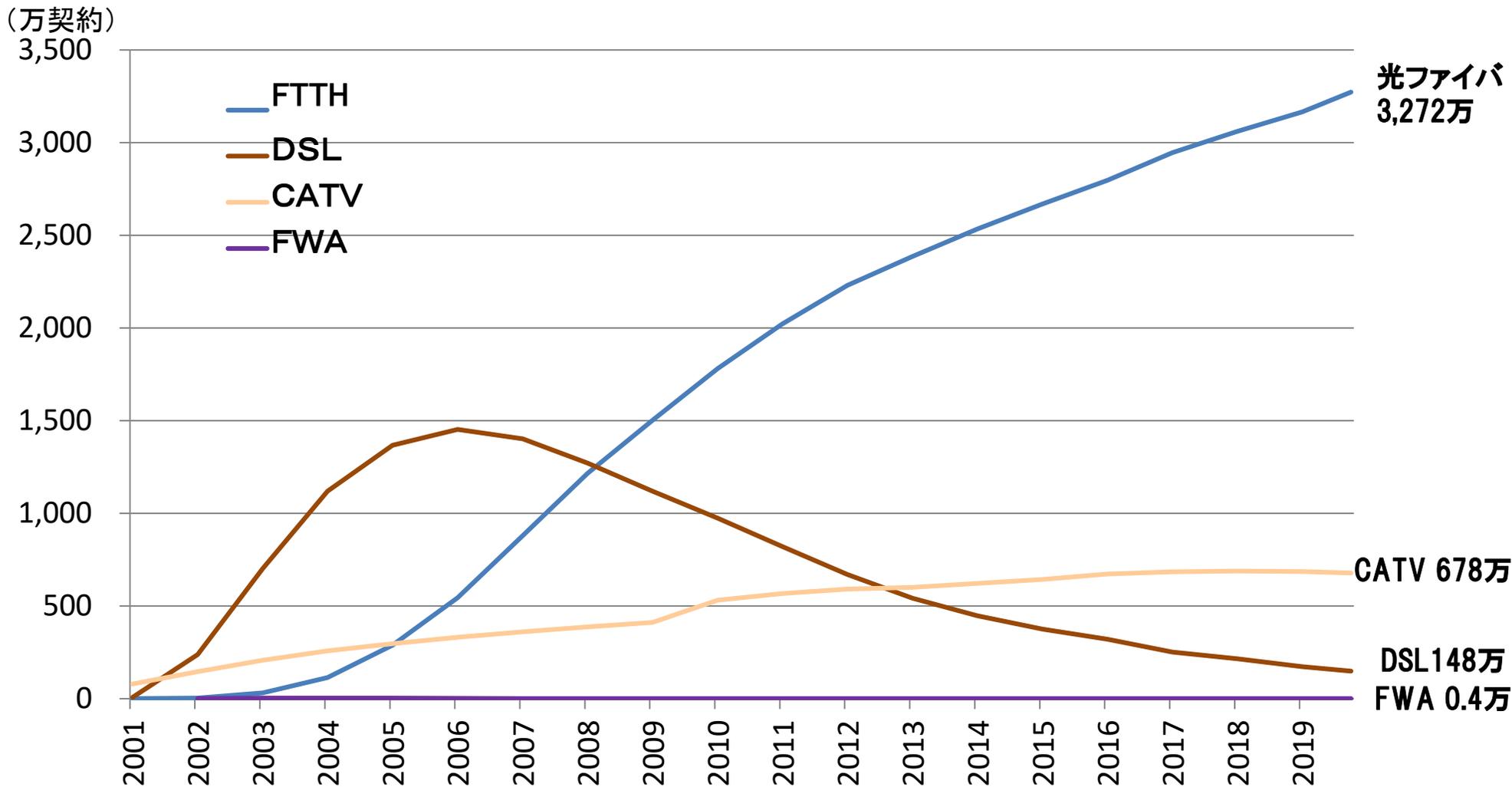
- 地方におけるブロードバンド基盤の維持・更新等について、自治体に大きな財政的負担が生じていることも踏まえ、ブロードバンド基盤の担い手を「公」から「民」へと移行を促すことも視野に入れつつ、予算措置等による支援を検討。

中長期的 対応

- 国民生活に不可欠なサービスの多様化への対応や持続的な提供を確保するための制度の在り方について、以下の①または②の方向性のいずれが適切かも含め、専門的・集中的な検討を進める。
 - ① 国民生活に「不可欠なサービス」を「ユニバーサルサービス」として指定する考え方を維持し、「ブロードバンドサービス」を対象に追加するための必要な見直しを行う。
 - ② 現行制度を転換し、多様化するサービスの提供に「不可欠なアクセス網」を「ユニバーサル・アクセス」として新たに法的に位置付け、これを適切・安定的に利用できる環境を確保する。

ブロードバンドの契約数(固定系)

■ 現在、FTTH(光ファイバ)は、固定系ブロードバンド全体の約80%を占める。



※ 2010年におけるCATVアクセスサービスについては、一部事業者より集計方法の変更が報告されたため、前年度との間で変動が生じている。

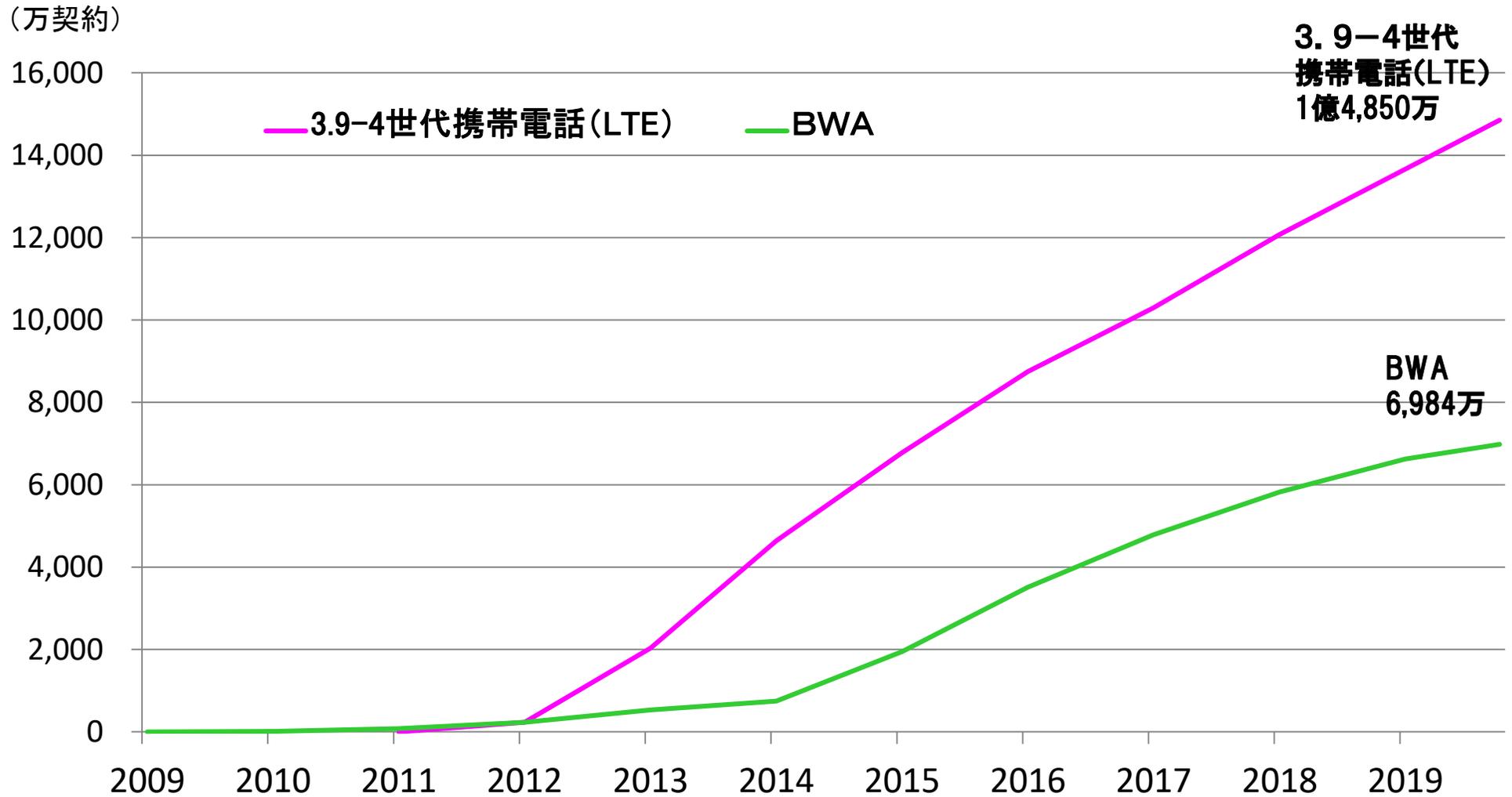
※ FWA:Fixed Wireless Access (固定無線アクセス)

※ DSL:Digital Subscriber Line (デジタル加入者線)。

※ NTT東西は、2016年にサービス新規申込み受付停止、2023年にサービス提供終了予定(フレッツ光未提供エリアは除く)。ソフトバンクは、2024年にサービス提供終了予定。

※ 直近の数値以外は全て各年度末の数値。直近の数値は2019年12月末時点のもの。

3. 9-4世代携帯電話(LTE)アクセスサービスの契約数は、1億4千万を超えている。



※ BWA : Broadband Wireless Access (広帯域移動無線アクセス)
 ※ 直近の数値以外は全て各年度末の数値。直近の数値は2019年12月末時点のもの。

■ **光ファイバの整備率(世帯カバー率)**は、2019年3月末で**98.8%まで整備**されているところ、都道府県別の整備率については、離島や山間地等を多く有する地域において整備が遅れており、地域間で整備率の格差が生まれている。

FTTHの世帯カバー率

2017年3月末

98.0%
(未整備114万世帯)

2018年3月末

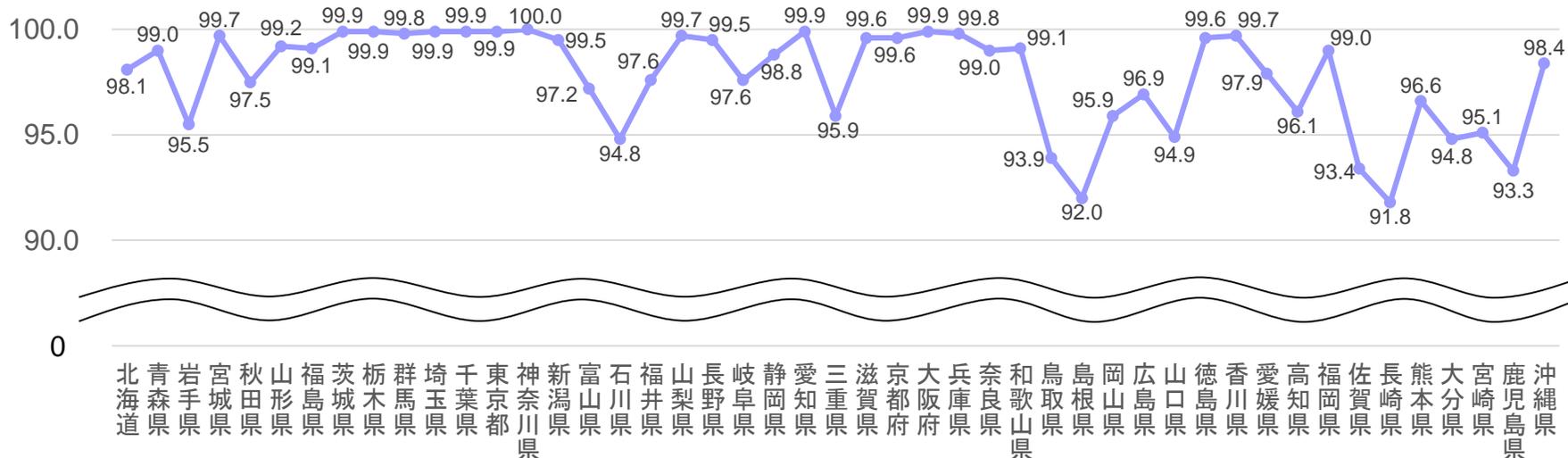
98.3%
(未整備98万世帯)

2019年3月末

98.8%
(未整備66万世帯)

※ 町字別に、90%以上の提供がある場合は「1」、1～89%の提供の場合は「0.5」、提供なしの場合は「0」で世帯数を加重合計し、総世帯数で除したもの。
 ※ 2017年3月末および2018年3月末のカバー率については、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの(小数点以下第二位を四捨五入)。
 ※ 2019年3月末のカバー率については、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの(小数点以下第二位を切捨て)。

都道府県別の光ファイバ整備率

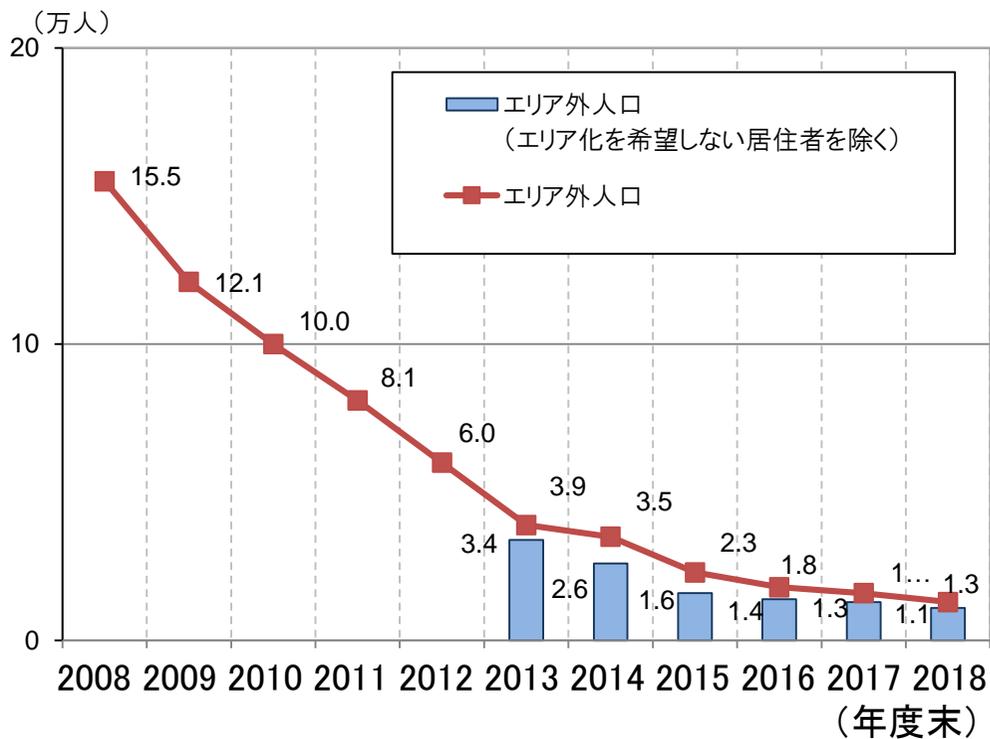


※ 2019年3月末時点

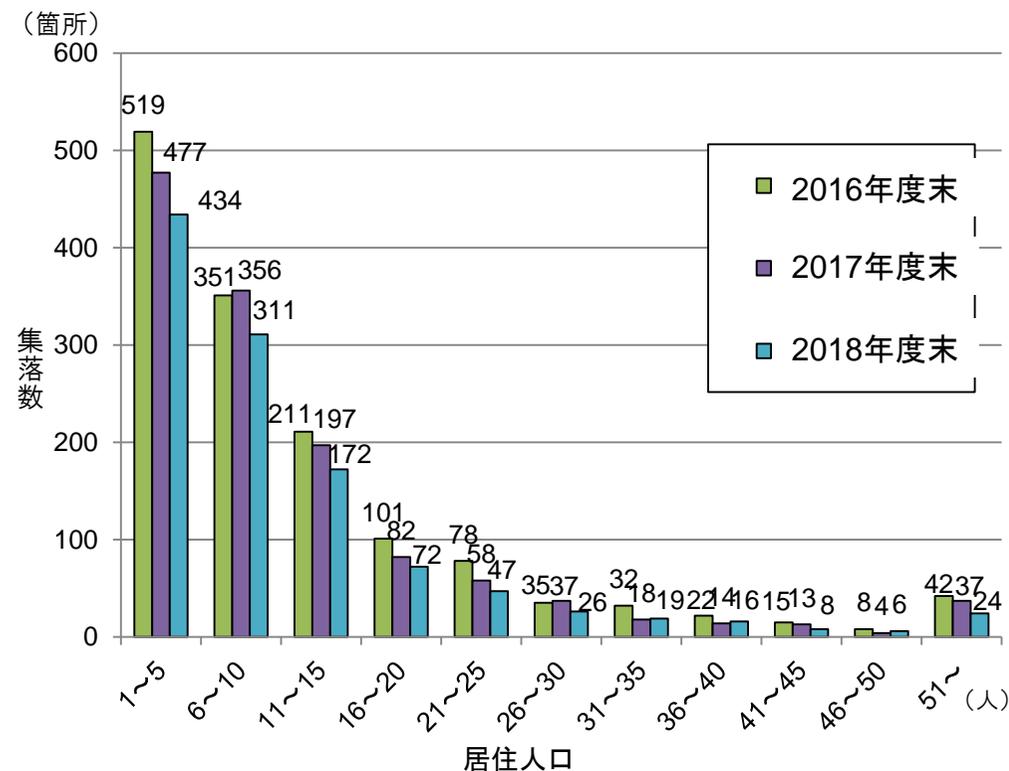
- **携帯電話のサービスエリアの居住人口の割合(人口カバー率)は99.99%。**
- 携帯電話のサービスエリア外の居住人口(エリア外人口※)は全国で約1.3万人(エリア化を要望しない居住者を除くと約1.1万人)。
- エリア外集落は1,135箇所(エリア化を要望しない集落を除くと898箇所)。 居住人口10人以下の集落が全体の65.6%。

※ エリア外人口とは、2015年国勢調査人口を基礎とし、2018年度末時点で自治体に対して実施したサービスエリア外地域の現状調査の結果。

エリア外人口等の推移



エリア外集落数



- ◆ 総務省は「①条件不利地域のエリア整備(基地局整備)」、「②5Gなど高度化サービスの普及展開」、「③鉄道／道路トンネルの電波遮へい対策」、「④光ファイバ整備」を、一体的かつ効果的に実施するため、「ICTインフラ地域展開マスタープラン」を令和元年6月に策定。(令和2年7月に改定し、「同マスタープラン2.0」を策定。)
- ◆ 「マスタープラン2.0」策定後の進捗や新たな取組等を反映するとともに、先日、複数の携帯電話事業者から、今後10年間で5G基地局整備などに、それぞれ2兆円程度の設備投資を行う計画が示されたことを踏まえ、5G基地局の整備目標を現状に即したのものに見直す必要があることなどから、マスタープランの改定を行い、「マスタープラン3.0」を策定する。
- ◆ 「マスタープラン3.0」を着実に実行することにより、5Gや光ファイバの全国展開を大幅に前倒しする。

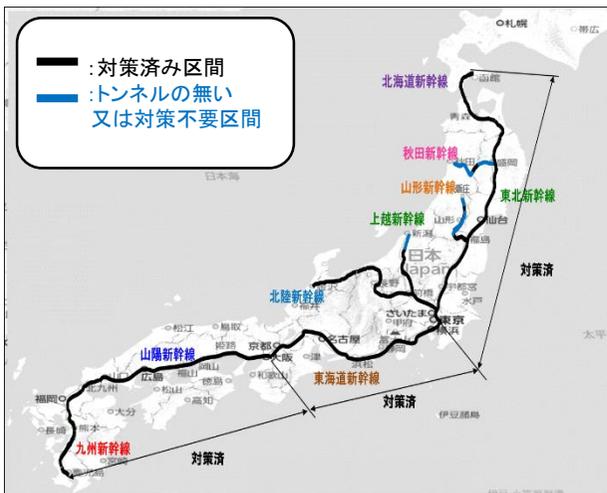
マスタープラン2.0からの進捗

- ・4G用周波数の5G化にかかる制度整備(2020年8月)
- ・ローカル5G用の周波数の拡大(2020年12月)
- ・新幹線トンネルの対策完了(2020年12月)
- ・令和2年度二次補正「高度無線環境整備推進事業」による光ファイバ整備の推進(2020年7月～)

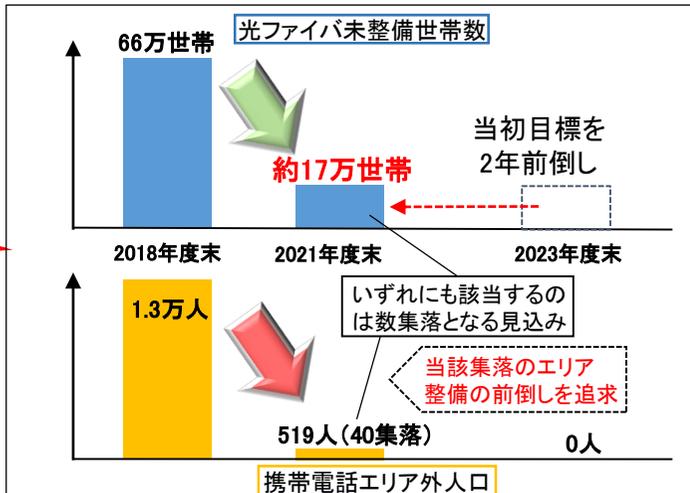
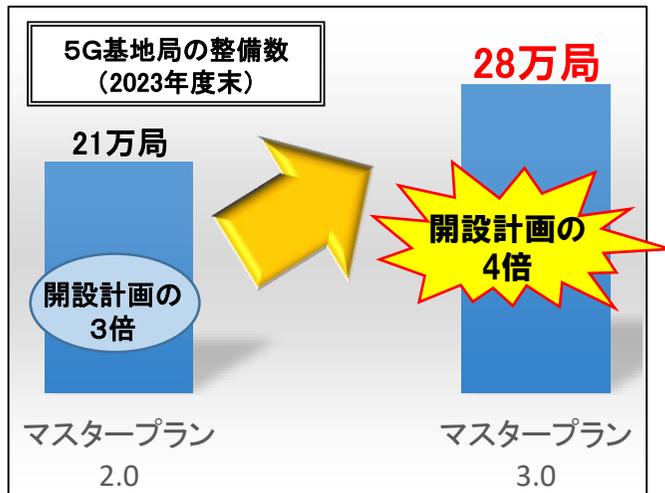
新たな取組・整備目標

1. 5G用周波数として1.7GHz帯(東名阪以外)を追加
2. 5G基地局設備等におけるインフラシェアリングを推進
3. ブロードバンドのユニバーサルサービス化等の検討
4. 5G基地局を2023年度末までに28万局以上整備
5. 光ファイバ未整備世帯数を2021年度末までに約17万世帯に減少
6. 光ファイバ、携帯電話ともに利用できない地域の早期解消をめざす

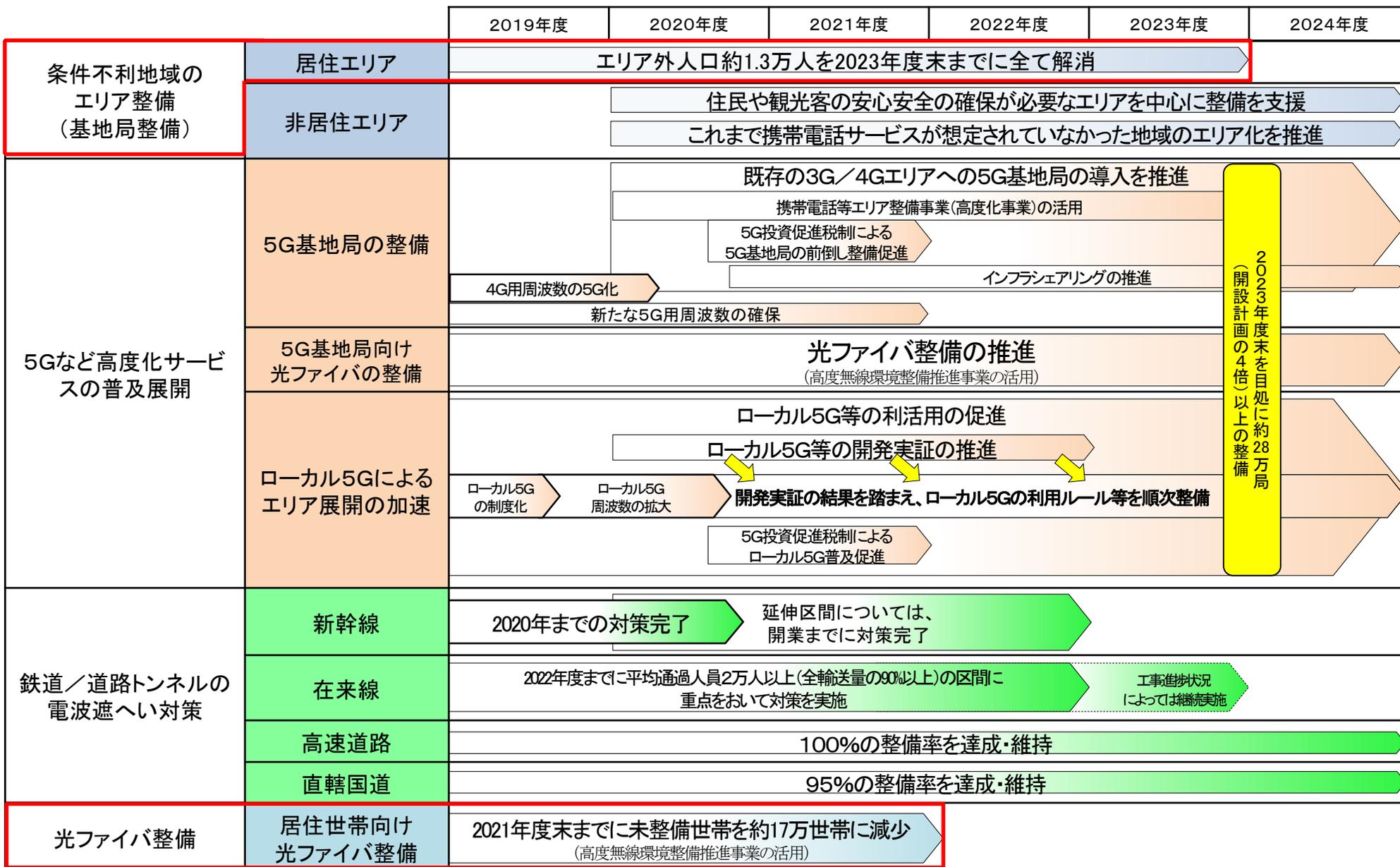
新幹線トンネルの対策完了



5G基地局・光ファイバの早期全国展開、BB未整備地域の解消



「条件不利地域のエリア整備(基地局整備)」、「5Gなど高度化サービスの普及展開」、「鉄道／道路トンネルの電波遮へい対策」、「光ファイバ整備」を、一体的かつ効果的に実施する。



「成長戦略実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）【抜粋】

➤ 第9章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応

1. (3) ② テレワーク、遠隔教育などICT等による非接触・遠隔サービスの活用

新型コロナウイルス感染症により、仕事でも家庭でもライフスタイルの急激な変化が余儀なくされた。テレワークや宅配サービス等は使い続け、元には戻らないという不可逆的な変化が生じている。我が国の産業が、こうした変化に的確に対応していくことができるよう、ポスト・コロナの社会にマッチした業態変換を後押しする施策、規制改革について検討する必要がある。

感染拡大防止の観点からも、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を促進するため、以下の施策を講じていく。
(以下略)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）【抜粋】

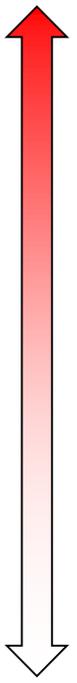
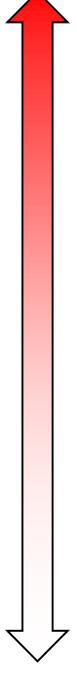
➤ 第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備（デジタルニューディール）
(2) デジタルトランスフォーメーションの推進

(前略) また、光ファイバ整備を加速するとともに、ブロードバンドのユニバーサルサービス化について検討し、2021年度に措置する。(以下略)

- 主要国のブロードバンド（以下、「BB」と略する場合がある。）のユニバーサルサービス（以下、「ユニバ」と略する場合がある。）制度は、大別すると3つのパターンに分類できる。制度の特徴は、ブロードバンド整備状況と関連があると考えられる。

主要国における固定超高速BBの整備状況と、BBユニバ制度の特徴

整備状況	該当国	整備か維持か	制度の中立性
整備率が極めて低い		BBのユニバ指定は行われない場合が多い	
整備率がやや低い (95%未満)	米国 カナダ	 エリア整備 <ul style="list-style-type: none"> ● BBの未整備・低整備エリアが広く存在することを前提に、<u>当該エリアに対して面的なインフラ整備（エリア整備）を進めることに力点</u> 	 技術中立 事業者中立 <ul style="list-style-type: none"> ● 多数の事業者から、技術中立性の下、コストや品質を考慮した競争的な手法（オークションや比較審査）で支援対象プロジェクトを選定
整備率が高い (95-99.5%程度)	英国 フィンランド 韓国	個別回線整備 <ul style="list-style-type: none"> ● 既に高いBBカバレッジが達成されている状況下で、BBが利用できない<u>個別の建物/ユーザに対して、申請ベースでインフラを整備</u>することに力点 	実態として旧固定ドミナントへの依存大 <ul style="list-style-type: none"> ● 制度は中立的でも、実態としては旧固定ドミナント事業者に対するラストリゾート義務として課されることが多く、同事業者が採用する技術に依存
整備済み (ほぼ100%)	オーストラリア	 維持 <ul style="list-style-type: none"> ● BBが補助金・税金等により既に（ほぼ）全域で整備済みであることを前提に、<u>維持に係る赤字を補填</u>する 	 特定技術 特定事業者の指定 <ul style="list-style-type: none"> ● 豪州では、国の全額出資するNBN Coが主にBBユニバを担い、補填対象は同社の固定無線・衛星事業の赤字に限定

出典：各種資料に基づきMRI作成

R2.7.17 本研究会第4回会合MRI発表資料抜粋

本資料対象国及び日本のブロードバンド整備状況は以下の通り。

※整備率の定義は、各国のブロードバンド制度の品質水準等に合わせて選択しているため、国により異なる。

国名	整備率	整備率の定義	年
日本	99.7%	光回線を利用可能な世帯の割合	2021 (計画)
オーストラリア	99.7%	有線、固定無線、衛星によるBBを利用可能な建造物の割合	2020
韓国	99.5%	固定系BBを利用可能な世帯の割合	2018
フィンランド	99%	下り30Mbps以上モバイルBBを利用可能な世帯の割合	2020
英国	98%	下り10Mbps以上固定系BBを利用可能な世帯の割合	2018
米国	92%	下り25Mbps以上固定系BBを利用可能な世帯の割合	2017
カナダ	84%	下り50Mbps以上BBを利用可能な世帯の割合	2017

整備率
95%

↑
↓

出典：各種資料に基づきMRI作成

主要国におけるブロードバンドのユニバーサルサービス化の動向

項目		米国	カナダ	オーストラリア
ブロードバンドのユニバ指定の有無		○(2011～)	○(2016～)	○(2020～)
提供サービス	提供技術の指定	なし(技術中立)	なし(技術中立)	有線、固定無線、衛星 (有線への補填は無し)
	有線/無線の別	いずれも可	有線と無線で別個の制度	いずれも可 (ただし携帯は含まず)
	速度	下り10/上り1Mbps(実効) ※制度による。25/10Mbpsのものも。	下り50/上り10Mbps(実効) ※当面は25/10Mbpsで可	下り25/上り5Mbps(名目)
	料金規律	都市部と同等の料金 (料金ベンチマークあり)	都市部と同等の料金	技術カテゴリごとに 国内水準と同等の料金
提供事業者	選定・指定方法	既存事業者による手上げ → 辞退地域でオークション など	手上げ→比較審査方式 (費用など複数の審査項目)	政府完全出資の 事業者を設立
	選定・指定結果	多数(1千社以上)	未選定	原則NBN Co
支援・負担	基金等からの支援の有無	○(基金)	○(基金)	○(基金)
	整備/維持の別	整備+維持	整備のみ	維持のみ
	基金額	51億ドル/年(2019)	5年間で最大7億5000万CAD	4.9億豪ドル/30年間
	負担者/負担方法	全ての州際電気通信事業者 適格収入に応じて負担	全ての電気通信事業者 適格収入に応じて負担	契約戸数2,000以上の 電気通信事業者

出典：各種資料に基づきMRI作成

主要国におけるブロードバンドのユニバーサルサービス化の動向

項目		英国	フィンランド	韓国
ブロードバンドのユニバ指定の有無		○(2018～)	○(2010～)	○(2020～)
提供サービス	提供技術の指定	なし(技術中立)	なし(技術中立)	有線 (島嶼地域等は無線可)
	有線/無線の別	いずれも可	いずれも可	有線 (島嶼地域等は無線可)
	速度	下り10/上り1Mbps(名目)	下り2Mbps(実効)	100Mbps(名目) (島嶼地域等は指定なし)
	料金規律	£46.10/月以下の 負担可能な料金	国内水準に照らして 合理的な料金	都市部と同等の料金
提供事業者	選定・指定方法	手上げ→比較審査方式 (サービス提供能力等)	手上げ→比較審査方式	手上げ→KTのみ申請
	選定・指定結果	BTおよびKCOMの2社	3社	KTのみ
支援・負担	基金等からの支援の有無	条件を満たした場合のみ支援 が行われる(発動実績なし)	条件を満たした場合のみ支援 が行われる(発動実績なし)	○(基金)
	整備/維持の別	基金未発動のため未定	基金未発動のため未定	整備+維持
	基金額	未定	未定	未定
	負担者/負担方法	全てのECN事業者が 適格収入に応じて負担	国庫	売上300億ウォン以上の 電気通信事業者

出典：各種資料に基づきMRI作成

	国	制度導入年	規定速度	根拠となる考え方
名目速度で規定	英国	2018年	下り10/上り1Mbps	<ul style="list-style-type: none"> ●10Mbpsを下回る場合にはブロードバンドの一般的な利用(Webブラウジング、ビデオ通話、ゲーム等の複数同時利用)に支障が出るとの分析により、最低線として10Mbpsを提言 ★下り30Mbps/上り6Mbpsとすることも検討されたが、固定無線やモバイルでは満たせないことが課題となった。
	韓国	2020年	100Mbps	<ul style="list-style-type: none"> ●電子商取引、双方向IPTV、インターネットビデオ電話へのニーズに対応 ★FTTH/FTTBサービスが広く普及済みであり、事実上はFTTH/FTTBでの提供を念頭に置いて、BBユニバの提供技術を有線に限定する(島しょ部を除き)とともに、品質要件を100Mbps(名目)とした。
	オーストラリア	2020年	下り25/上り5Mbps	<ul style="list-style-type: none"> ●大容量コンテンツを通信する機会の増加に伴い需要の高まった速度域 ★光ファイバと比べて速度需要増加に対する拡張性が低いADSL2+を整備対象から除外することを目的に、ADSL2+の最大速度(24Mbps)を超える基準を設定。
実効速度で規定	米国	2011年	下り10/上り1Mbps (2014年に下り4/上り1Mbpsから引き上げ) ※一部プロジェクトにおいて、2018年より、下り25/上り3Mbpsを満たす場合に追加支援を得られる仕組みも導入	<ul style="list-style-type: none"> ●遠隔教育、遠隔医療、コミュニケーション(VoIP、ビデオ通話)等のサービス利用を想定 ●HD映像の視聴に5Mbps必要であること、10Mbpsあれば複数利用でも快適になること等を指摘 ●下り25Mbps/上り3Mbps(一部プロジェクト:2018年導入)については、高品質の音声、データ、グラフ、映像のやりとりを念頭 ★都市部との同等性を考慮(2013年末時点で都市部の99%で10Mbps以上のブロードバンドが利用可能であったことから、2014年に10Mbpsへ速度引き上げ)
	カナダ	2016年	下り50/上り10Mbps (当面は下り25/上り10Mbpsで可)	<ul style="list-style-type: none"> ●EC、医療、教育等の日常サービス利用を想定 ●テレワーク等のビジネス利用も想定し、この場合は上り回線速度も重視 ★都市部との同等性を考慮(制度導入時点(2016年)で82%の国民が50Mbps以上のブロードバンドにアクセス可能) ★国際競争の観点からグローバルトレンドとの整合を考慮(主要な通商相手国である米国およびEU諸国の目標値(ユニバとは別の文脈の目標値も含む)が50Mbps以上であること)
	フィンランド	2010年	下り2Mbps (2015年に1Mbpsから引き上げ)	<ul style="list-style-type: none"> ●オンラインバンキングや新聞購読等の日常サービス利用を想定 ●テレビやビデオサービスを利用可能とするため2Mbpsに設定 ★国内インターネット利用者の73%が2Mbps以上、51%が10Mbps以上を利用していることから、2Mbps以上が必要と判断

●:アプリケーション(想定される利用状況)に係る考慮要素

★:その他の考慮要素

- 「電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備)を設置する電気通信事業者」及び「内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者※¹」等は、事業用電気通信設備を総務省令で定める技術基準※²に適合するように維持しなければならない。[法第41条]

※¹ 有料で利用者100万人以上のサービスを提供する電気通信事業者を、電気通信設備を適正に管理すべき電気通信事業者として総務大臣が指定。現在、(株)NTTぷらら、ニフティ(株)、ビッグロープ(株)、GMOインターネット(株)の4社が指定されている。

- 上記事業者は、事業用電気通信設備の使用を開始しようとするときは、技術基準※²に適合することを自ら確認し、その結果を当該設備の使用開始前に総務大臣に届け出なければならない。[法第42条]

※² ①電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信役務の提供に著しい支障を及ぼさないようにすること、②電気通信役務の品質が適正であるようにすること、③通信の秘密が侵されないようにすること、④利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること、⑤他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界が明確であるようにすること、が確保されるものとされ、詳細は事業用電気通信設備規則(総務省令)に規定。

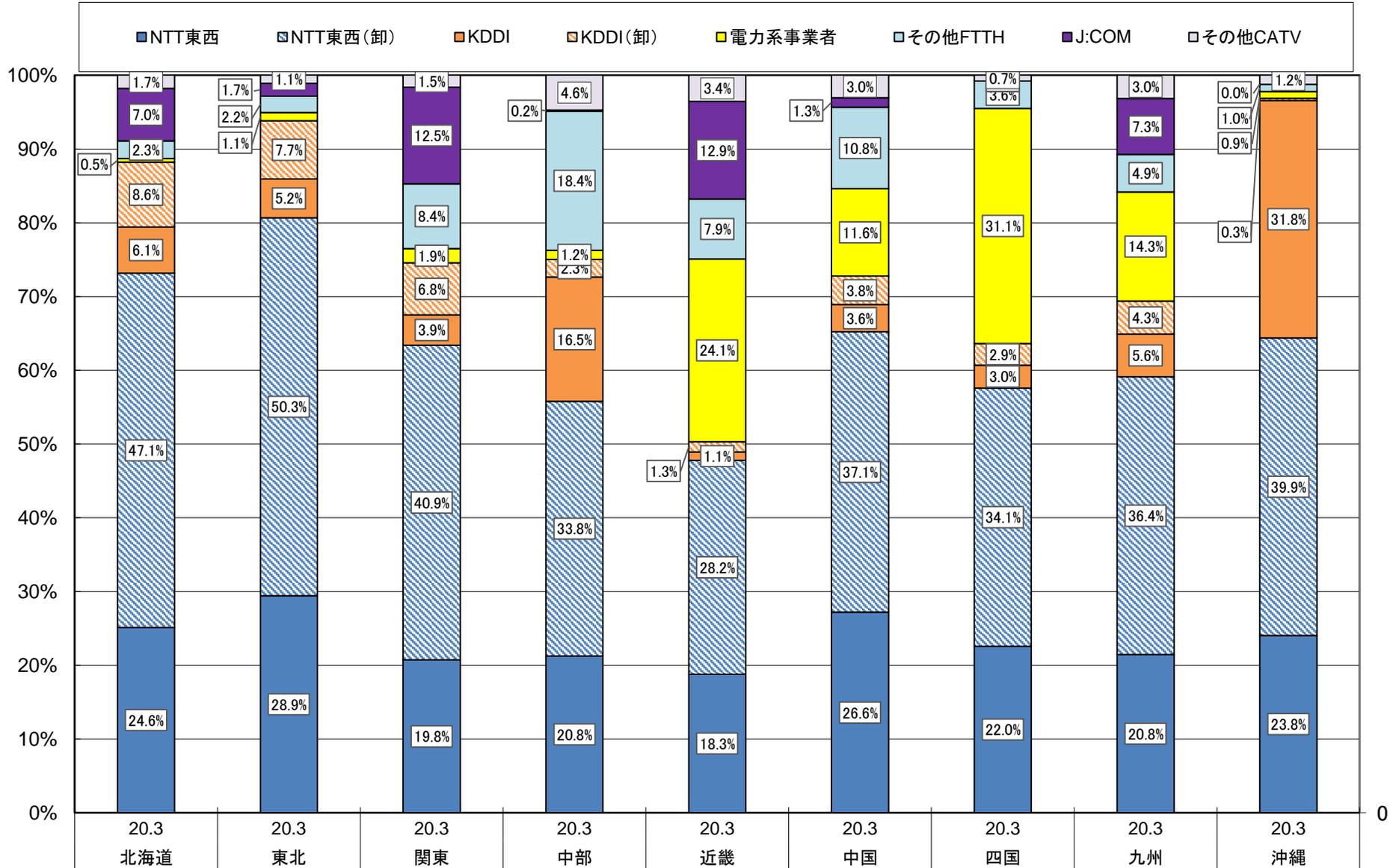
<電気通信役務の種類に応じた事業用電気通信設備の技術基準>

		損壊・故障対策	品質基準	通信の秘密・他者設備の 損傷防止・責任の分界
音声伝送役務用設備	アナログ 電話用設備	○予備機器 ○防護措置 ○異常ふくそう対策 ○耐震対策 ○停電対策 ○大規模災害対策 等	高い品質基準	[通信の秘密] ○通信内容の秘匿措置 ○蓄積情報保護 [他者設備の損傷防止] ○損傷防止 ○機能障害の防止 ○漏えい対策 ○保安装置 ○異常ふくそう対策 [責任の分界] ○分界点 ○機能確認
	総合デジタル 電話用設備			
	0AB-J IP電話用設備			
	携帯電話・ PHS用設備			
	その他 (050IP電話用設備)	○大規模災害対策 ○異常ふくそう対策 ○防護措置 等	最低限の品質基準	
上記以外の設備 (データ伝送役務用設備等)		規定なし		

※³ 携帯電話の品質基準は、電波の伝搬状態に応じて通話品質が影響を受けることを考慮し、基準を一律に定めるのではなく、自主基準としている。

固定系超高速ブロードバンド契約数の事業者別シェア(地域別)

■ 設備自己設置/接続によりサービスを提供している者のほか、卸電気通信役務の提供を受けてサービスを提供している者が存在し、その割合も地域により異なっている。

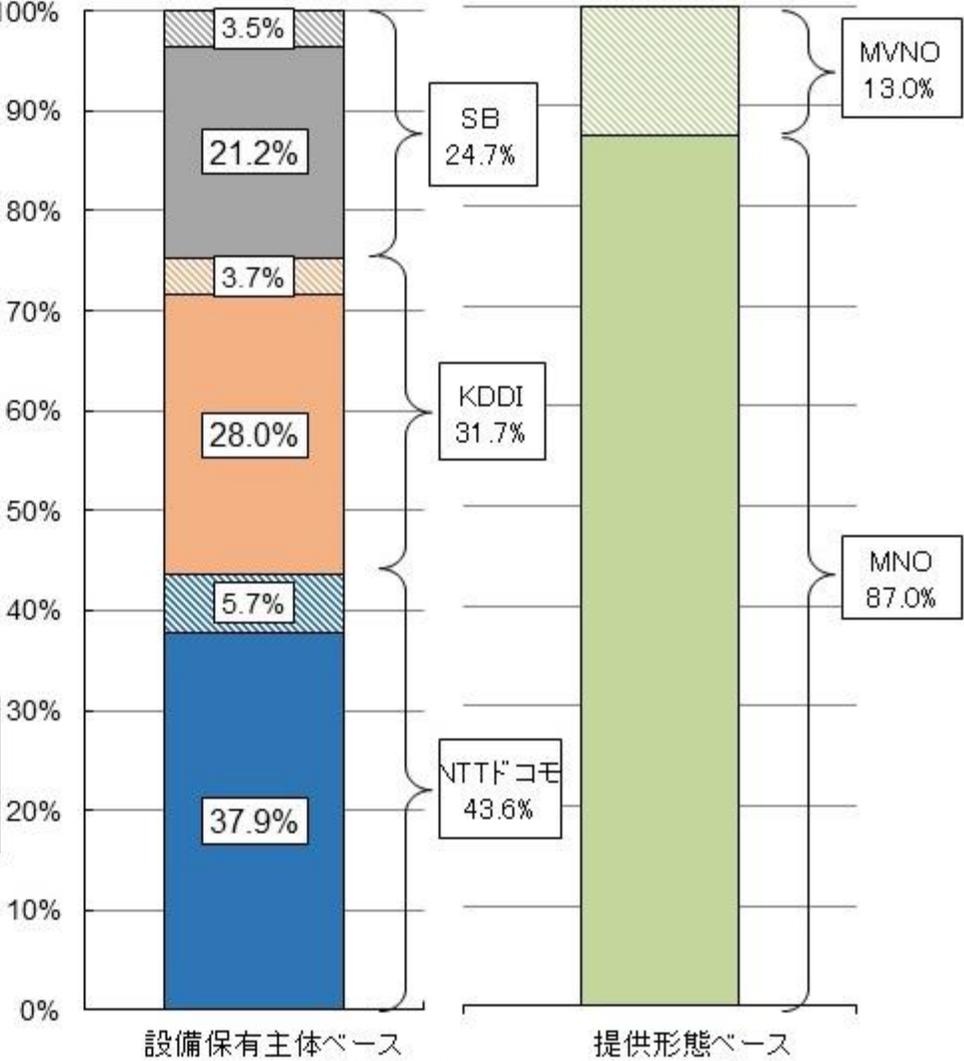
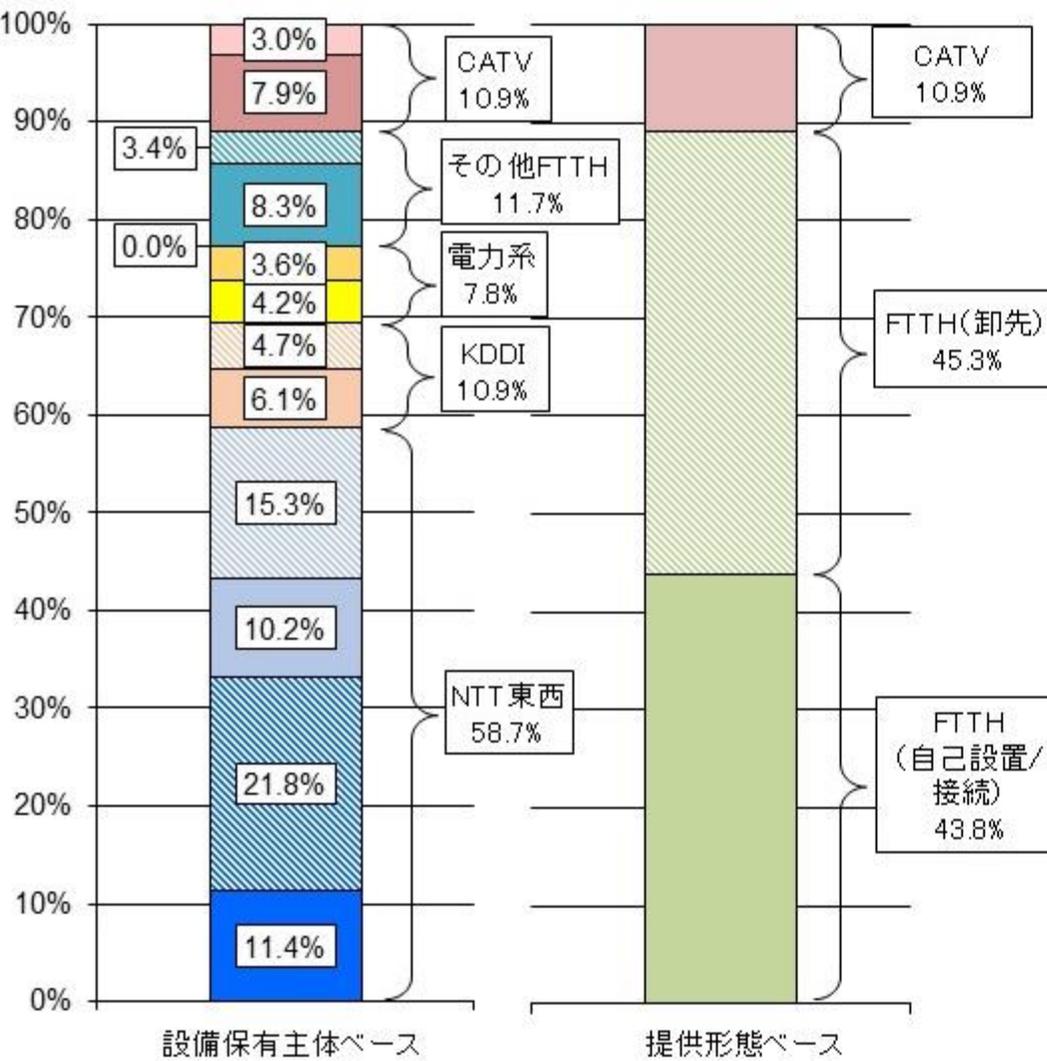


出典: 電気通信事業報告規則に基づく報告(2020年3月末時点)

- NTT東日本
- NTT西日本
- KDDI
- オプテージ
- 電力系事業者の卸先事業者
- その他事業者のFTTH卸先事業者
- その他CATV
- NTT東日本の卸先事業者
- NTT西日本の卸先事業者
- KDDIの卸先事業者
- その他電力系事業者
- その他事業者
- J:COM

- NTTドコモ
- KDDIグループ
- ソフトバンクグループ
- NTTドコモ(MVNO)
- KDDIグループ(MVNO)
- ソフトバンクグループ(MVNO)

※「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 ※「ソフトバンクグループ」には、ソフトバンク、ワイモバイル(15.3)が含まれる。
 ※MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。



諸外国のブロードバンドの料金規制、提供事業者の責務

国	料金規制の内容	料金規制の位置付け	提供事業者の責務
英国	<p>46.10ポンド(※)以下の負担可能な額であり、国内で均一になるように設定</p> <p>※ Ofcomにおいて英国内のブロードバンド利用にかかる料金を調査し、多くが45ポンド以下でブロードバンドを利用していることなどを確認し、通信事業者との公開協議を経てベンチマークを45ポンドに設定(2018年)。ベンチマークはCPIインフレにあわせて毎年更新され、現在は46.10ポンド(日本円で6,654円(R3.2.5時点))</p> <p>※ 提供エリア外への提供に際し、設置費用が3,400ポンドを超過する場合、超過分はサービス利用者が負担</p>	<p>ブロードバンドサービス利用の料金水準</p> <p>※ ベンチマーク以下の料金でブロードバンドサービスを利用できない住民は、申請をすることでその料金以下でのブロードバンドサービスの利用が可能となる(提供事業者(BT又はKCOM)はサービスを提供する義務を負う)</p>	<p>【提供義務】 KCOM: 申請受理後12か月以内にユニバーサルサービス義務に基づくサービス提供 BT: 申請案件の80%は12か月以内、95%は18か月以内、99%は24か月以内に対応。対応できない残り1%は行政当局に説明</p> <p>【退出規制】 言及なし</p>
韓国	<p>KT(韓国国内最大の通信事業者)が一般に提供する100Mbpsインターネットサービスと同等の料金を設定</p>	<p>ブロードバンドサービス利用の料金水準</p> <p>※ ベンチマーク以下の料金でブロードバンドサービスを利用できない住民は、申請をすることでその料金以下でのブロードバンドサービスの利用が可能となる(提供事業者(KT)はサービスを提供する義務を負う)</p>	<p>【提供義務】 申請受理後、合理的な期間内でのネットワーク接続を実現</p> <p>【退出規制】 言及なし</p>
オーストラリア	<p>NBN Co(国が全額出資する法定インフラ提供者: 卸売りのみを提供)による卸売りについては技術カテゴリ(有線、固定無線、衛星)ごとに国内均一料金にて提供</p> <p>※ 小売り事業者への料金規制はなし</p>	<p>ユニバーサルサービス制度では位置付けなし</p> <p>※ NBN Co法第82条にて卸売り料金に関する方針を盛り込むことが義務付けられており、これに基づきNBNが定めた方針</p>	<p>【提供義務】 ブロードバンド網への接続および有線・固定無線による提供地域での音声サービスの提供</p> <p>【退出規制】 言及なし</p>
米国	<p>都市部での同等のサービスの料金とほぼ同等の料金(※)を設定(品質ごとに「料金ベンチマーク」を設定し遵守)</p> <p>※ 各事業者により入力された料金情報を元に、FCCにおいてサービスカテゴリに分けた上で加重平均値や標準偏差を算定し、平均+2σ水準をベンチマーク値として設定し毎年公表</p>	<p>基金からの交付金対象となるベンチマーク</p> <p>※ ブロードバンド提供事業者が基金からの支援を受ける場合には、ベンチマーク以下の料金でブロードバンドサービスを提供する必要がある</p>	<p>【提供義務】 全適格事業者にサービス提供義務。さらに、基金から支援を受ける場合は、所定の期間内に所定の品質・料金・カバレッジでブロードバンドを整備しサービス提供。提供実態の報告義務あり</p> <p>【退出規制】 所定の提供期間を超えれば退出を禁じる規定はない</p>
カナダ	<p>主要な都市の中心部と同等以下の料金(※)を設定</p> <p>※ プロジェクトの採択時の評価において事業者が提案した料金が、同一地域内の主要な都市部(CRTCにおいてリストを提示)における設備ベース事業者のサービス料金と同等以下であれば交付金による支援を実施</p>	<p>基金からの交付金対象となるベンチマーク</p> <p>※ ブロードバンド提供事業者が基金からの支援を受ける場合には、ベンチマーク以下の料金でブロードバンドサービスを提供する必要がある</p>	<p>個別プロジェクトごとに契約により規定する見直し</p>
フィンランド	<p>合理的な価格(※)での料金を設定</p> <p>※ 一般的な料金・所得と照らし合わせて合理性を判断</p>	<p>ブロードバンドサービス利用の料金水準</p> <p>※ 「合理的な価格」でブロードバンドサービスを利用できない住民は、申請をすることで「合理的な価格」でのブロードバンドサービスの利用が可能となる(提供事業者(DNA、Elisa、TeliaSonera Finland)はサービスを提供する義務を負う)</p>	<p>【提供義務】 申請受理後、合理的な期間内のネットワーク接続を実現</p> <p>【退出規制】 言及なし</p>

現行の基礎的電気通信役務と適格事業者に係る主な規律

- 基礎的電気通信役務については、国民生活に不可欠であり極めて公共性が高いと考えられることから、主に利用者利益の保護の観点から、他の電気通信役務に対する規律よりも強い規律が課されている。
- 適格電気通信事業者は、交付金の交付に係る会計整理を行う能力を有することや、一定の面的な広がりをもって基礎的電気通信役務の提供を確保すること等の要件を満たすことが指定の要件とされている。（現在、適格電気通信事業者としてはNTT東西が指定されている。）

（注）下表において、「法」は電気通信事業法を指す。

基礎的電気通信役務に係る規律の内容

- **料金その他の提供条件についての契約約款の事前届出義務**
基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務に関する料金その他の提供条件について、契約約款を定め、実施前に総務大臣に届け出なければならない。（法第19条）
- **契約約款外での役務提供の禁止**
基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、法第19条第1項の規定により契約約款で定めるべき料金その他の提供条件については、同項の規定により届け出た契約約款によらなければ基礎的電気通信役務を提供してはならない。（法第19条）
- **契約約款の公表義務**
基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、第19条第1項の規定により届け出た契約約款を、公表するとともに、営業所その他の事業所において公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。（法第23条）
- **会計整理義務**
基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。（法第24条）
- **技術基準適合維持義務**
基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。（法第41条）
電気通信設備の使用を開始しようとするときは、当該電気通信設備が、総務省令で定める技術基準に適合することについて、総務省令で定めるところにより、自ら確認しなければならない。確認した場合には、当該各項に規定する電気通信設備の使用の開始前に、総務省令で定めるところにより、その結果を総務大臣に届け出なければならない。（法第42条）
- **役務提供義務**
基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない。（法第25条）

適格電気通信事業者に係る規律の内容

- ＜指定の要件＞
- **収支状況の公表**
総務省令で定めるところにより、申請に係る基礎的電気通信役務の提供の業務に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表していること。（法第108条第1項第1号）
 - **接続約款の公表**
申請に係る基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備が第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備であるときは、当該電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、これを公表していること。（法第108条第1項第2号）
適格電気通信事業者は、接続約款を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。（法第108条第3項）
 - **業務区域**
申請に係る基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲が総務省令で定める基準（都道府県の区域におけるすべての世帯数に占める業務区域における基礎的電気通信役務を提供することが可能な世帯数の割合が百分の百であること）に適合するものであること。（法第108条第1項第3号）
 - **地位の承継**
電気通信事業者の地位の承継があつた場合において、当該電気通信事業者が適格電気通信事業者であつたときは、当該電気通信事業者の地位を承継した電気通信事業者は、適格電気通信事業者の地位を承継するものとする。（法第108条第4項）
 - **指定の取消**
総務大臣は、適格電気通信事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は適格電気通信事業者から第一項の指定の取消しの申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。（法第108条第5項）
一 次条第二項又は第三項の規定に違反したとき。
二 第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。
- ＜交付金に係る義務＞
- **支援機関への収支状況の届出義務**
総務省令で定めるところにより、交付金の額を算定するための資料として、前年度における前条第一項の指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。（法第109条第2項）
 - **原価の算定に係る義務**
原価は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定しなければならない。（法第109条第3項）

※ 基礎的電気通信役務のうち、特定電気通信役務として位置付けられている、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が提供する加入電話・緊急通報・第一種公衆電話については、その料金にプライスカップ規制が課せられている（法第21条）

国土交通省「日本の島嶼の構成」

日本の島嶼の構成

○ 離島振興対策実施地域にある有人離島 (R3.4.1現在)

我が国は6,852の島嶼により構成され、本州、北海道、四国、九州、沖縄本島を除く6,847島が離島。このうち、離島振興法による離島振興対策実施地域に含まれる有人離島は254島。



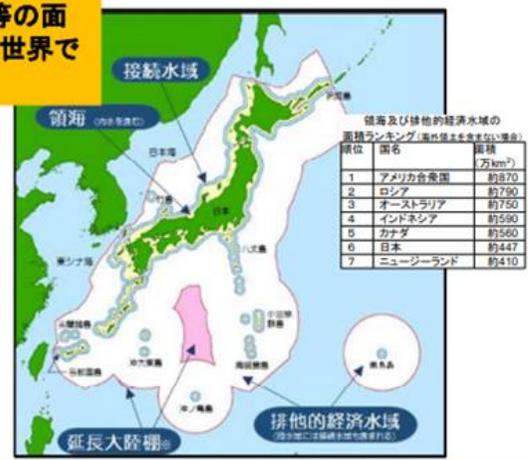
【離島振興対策実施地域】(R3.4.1現在)

	離島の状況
指定地域	77地域(254島)
関係自治体	26都道府県、111市町村
面積	5,308km ² (全国の1.40%)
人口	38万人(全国の0.30%)

※平成27年国勢調査結果
2018離島統計年報より

【我が国の排他的経済水域等の概念図】 ※「海上保安庁HPより」

排他的経済水域等の面積(約447万km²)は世界で6番目の広さ



○ 離島の役割

離島は、その立地条件等から、以下のような重要な役割を担っている。

- ・我が国の領域、排他的経済水域等の保全
- ・海洋資源の利用、自然環境の保全
- ・食料の安定的な供給

等

● 離島においても、ICTを活用した学校教育、在宅勤務・オンライン診療等を継続的に利用可能とするため、また5G等の高度無線環境を実現し維持するため、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に係る収支赤字の1/2を補助する。

【令和3年度当初予算案 36.8億円の内数】

ア 申請主体： 離島(※)を有する地方公共団体(都道府県、市町村及びそれらの連携主体)

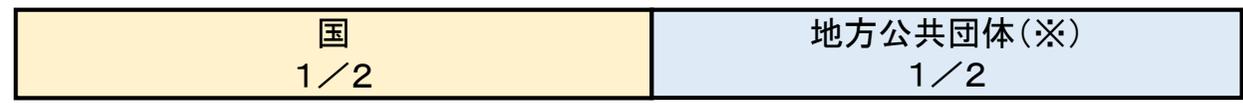
※離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域

イ 補助対象事業： 申請主体が自ら保有する離島内の伝送用専用線設備(当該離島内の局舎設備を含む。)及び当該離島に陸揚げされる海底伝送用専用線設備(両端の陸揚局等の局舎設備を含む。)を維持管理する事業

ウ 事業実施期間： 令和3年度から令和5年度まで

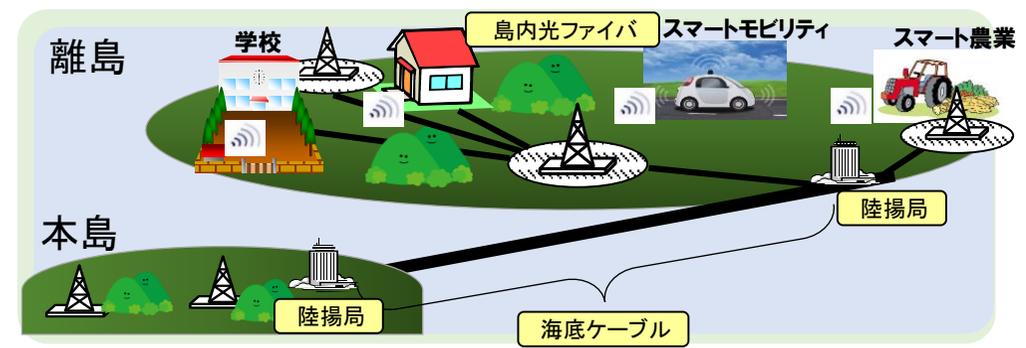
エ 補助対象経費： 離島伝送用専用線設備の維持管理に係る収支差額(赤字の場合のみ)

オ 負担割合：



※ 市町村の負担について、特別交付税措置(措置率0.8)が講じられる予定。

イメージ図



国	OTT事業者の負担の有無	理由付け・関連する議論
英国	OTT事業者による基金負担については未議論	<ul style="list-style-type: none"> ・負担対象は「ECN/ECS事業者(※)」 ※ ECN:Electronic Communications Network;電子通信ネットワーク(定義はEECC第2条(1)) ※ ECS:Electronic Communications Service;電子通信サービス(定義はEECC第2条(4)) ・概念としてはECSにOTTは含まれると考えられるが、まだ基金が発動していないこともあり、OTT事業者による基金負担については未議論
韓国	OTT事業者は負担対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・負担対象は「電気通信サービスの売上が300億ウォン以上の事業者」 ・また、電気通信事業者がOTTサービスを提供している場合、負担金の算定時にOTTサービスの売上を除外する
オーストラリア	OTT事業者は負担対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・負担対象は「電気通信事業者」であり、OTT事業者は対象外
米国	OTT事業者は負担対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・負担対象は「電気通信事業者」であり、OTT事業者は対象外
カナダ	OTT事業者は負担対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・負担対象は「電気通信事業者」であり、OTT事業者は対象外 ・ブロードバンド基金の設立の際に対象収入(適格収入)が「電気通信収入」のみから、「電気通信収入・インターネットアクセス収入・テキストベースサービス(ペーjing)収入」に拡大することとなったものの、依然としてOTT事業者は対象外
フィンランド	OTT事業者による基金負担については未議論	<ul style="list-style-type: none"> ・基金未発動(発動された場合も国庫負担が前提)のため、負担事業者の議論がなされていない

国	負担者	負担方法	利用者への転嫁
英国	<p>全てのECN(※1)/ECS(※2) 事業者</p> <p>※1 Electronic Communications Network(電子通信ネットワーク:固定通信、移動体通信、その他幅広い範囲の通信ネットワーク)</p> <p>※2 Electronic Communications Service(電子通信サービス:対価を得るために、電子通信ネットワークを介して提供されるサービス)</p>	売上高比に応じて負担	未定(基金未発動)
韓国	<p>電気通信サービスの売上が300億ウォン(※)以上の事業者</p> <p>※ 加入電話や公衆電話等のユニバーサルサービスと同様の基準を採用</p>	売上高比に応じて負担	事業者が判断
オーストラリア	<p>契約戸数2,000(※)以上の国内電気通信事業者</p> <p>※ 契約戸数2,000以下の事業者については、負担金の算出及び徴収に要する費用に対して負担額が小さく、経済効率性に欠ける点等を勘案して除外(シェアも0.5%程度(2022年時点)であり、負担を免除しても負担金総額への影響が軽微であることも理由)</p>	回線数比に応じて負担	NBNのネットワーク利用者:転嫁なし その他利用者:事業者が判断
米国	<p>全ての州際電気通信事業者(※)</p> <p>※ ISP等は除外;約3,000社</p>	<p>適格収入(※)に応じて負担</p> <p>※ 州際・国際収入を対象 電気通信収入に限定</p>	<p>事業者が判断</p> <p>※ 基本的には明示的に転嫁</p>
カナダ	<p>電気通信に係る年間総収入が1,000万カナダドル(※)以上の電気通信事業者</p> <p>※ 特に競争的な公衆電話事業者やリセラーの適格収入が無視できるほど小さくなることを考慮し、これら事業者の控除前の収入規模を勘案して1,000万カナダドルに設定</p>	<p>適格収入(※)に応じて負担</p> <p>※ 電気通信収入に限定</p>	事業者が判断
フィンランド	国	未実施のため未定	該当なし

背景1-8 いわゆるプラチナバンドなどを保有する移動通信事業者に期待される役割について

- 移動通信システム向け周波数は、社会経済活動及び国民生活に密接に関わる公共性の高い周波数であり、特に、高層建築物の奥等にも届きやすく広いエリアカバーにも適するなどの特性を有する、いわゆるプラチナバンドを保有する移動通信事業者に期待される役割について、本ワーキンググループで議論が行われた。

考え方（案）

- 電波は国民共有の財産であり、その割当てを受け、排他的に利用できる立場を与えられた移動通信事業者は、より高い公共性が求められ、公共の福祉の増進に努める責務を果たすべきである。
- そのため、現行の周波数の割当てにおいて、割当てを受けた事業者による公共の福祉への寄与を求めることを検討することが適当である。
- いわゆるプラチナバンドの周波数を保有する移動通信事業者は、コロナ禍におけるブロードバンドの必要性の高まりを踏まえれば、例えば、電気通信役務の提供が困難な地域（条件不利地域）において、無線通信があまねく行われるようインフラシアリングの活用も含めて無線局を開設することが期待される。
- この点について、本ワーキンググループの議論の中では、ユニバーサルサービス制度を通じて対応すべきとの意見もあったが、ユニバーサルサービス制度の運用に当たっては、競争補完の観点から、競争実態を踏まえた上で、サービス提供に要する費用について支援が必要となるかについても考慮されてきたところ、移動通信サービスについては、その維持運用経費について支援を行う必要は低いと考えられる。また、周波数の割当てにおいて、一定のカバレッジ義務は諸外国でも採用されており、我が国でもこれまで人口カバー率や基盤展開率を審査項目に採用してきた。
- こうした経緯等を踏まえると、特定基地局開設計画を審査するに当たって、条件不利地域における無線局の開設を審査項目とすることや移動通信事業者に対して何らかの努力義務を課すことなどを検討することが適当である。

(参考) 背景1-8 いわゆるプラチナバンドなどを保有する移動通信事業者に期待される役割について

【WGでの主な意見】

○ 構成員等からの主な意見

- 電波は公共の財産であり、周波数割当を受けた事業者は、公共の福祉を増進させる責務がある。このため、現行の周波数割当の仕組みにおいても、割当を受けた事業者による公共の福祉への寄与を義務づけることはできないか。一つの例として、条件不利地域におけるブロードバンド環境の整備を努力義務とすることも考えられる。ただし、事業者にとって過度の投資負担となることも想定されるため、開設計画の認定申請がなされず、結果として電波の有効利用が進まないといった事態も起こりうるため、その点は留意が必要。また、開設計画の認定には予め期限が定められているため、開設計画認定期間経過後に採算が取れない地域等はエリア縮退する可能性もあるのではないかと。このため、公共の福祉への寄与の義務づけにあたっては、他の手法も合わせて検討してはどうか。(林教授)
- ユニバーサルサービスの基金制度や、条件不利地域の解消のための様々な補助金制度もあるので、必ずしも周波数配分の中でユニバーサルサービスを達成しなければいけないのではないかと考える。(黒田構成員)
- 条件不利地域の問題について、これまでユニバーサルサービスやブロードバンド政策、その他の様々な政策が行われてきたわけであるが、周波数配分においては、どれほど重要なのかかなり疑問を持っており、それほど重視しなくてもよいのではないかと考えている。(黒田構成員)
- 条件不利地域を比較審査基準にするのはどうかという点について、今までプラチナバンドはカバレッジに利用され、人口カバー率のような形で主に評価されてきたが、夜間と昼間で人口も異なり、同じエリアの中でも場所によって違うため、審査基準の項目にするかどうかは別として、ある程度こうした概念を盛り込んで検討することも可能なのではないかと。(永井構成員)
- 再免許の基準等の中でユニバーサルサービス確保を項目立てして守らせるという形にすると結局、免許の制度が複雑化し、効率的な資源配分を損なうことがあると思う。(巽構成員)
- ユニバーサルサービスに関しては、前回も申したが、デジタル庁が主導している各種の政府の政策も合わせて、MNO事業者の実体的な義務として法律に明記するといった形で進めるのもあり得るのではないかと。(巽構成員)

【WGでの主な意見】

○ 構成員等からの主な意見

- ユニバーサルサービスは電波の再配分の話とは別立ての仕組みとして作っていくというのも制度設計として考えていい時期にあるのではないかと。(巽構成員)

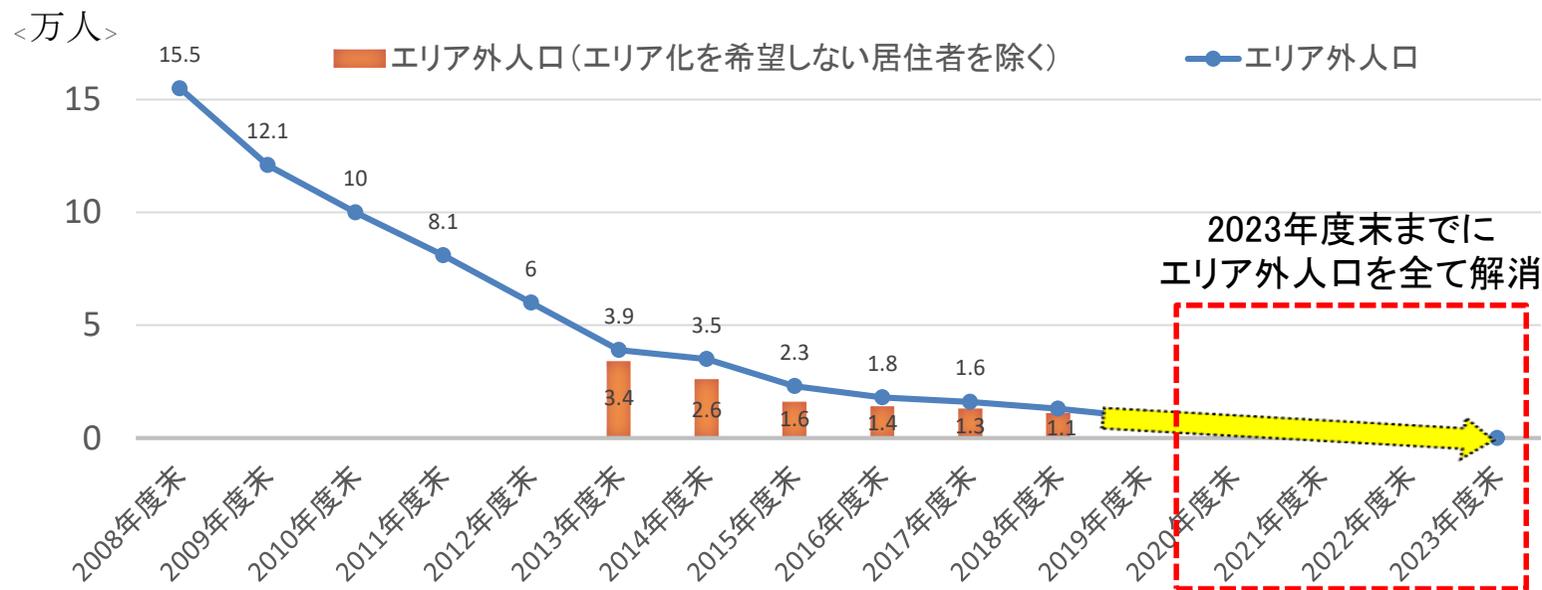
居住エリアについては、2019年3月末時点で約1.3万人となっているエリア外人口を2023年度末までに全て解消する。携帯電話事業者の整備計画では、2021年度末時点において、エリア外集落は、40集落である。このうち、2021年度末までに居住世帯向け光ファイバも未整備となるのは、数集落の見込みであることから、携帯電話事業者による当該集落のエリア化の前倒しを追求する。

	2020年度末	2021年度末	2023年度末
エリア外集落	661	40 ^注	0
エリア外人口	7,718	519 ^注	0

「第5世代移動通信システム(5G)の導入のための特定基地局の開設計画」において、携帯電話事業者4者から示された「不感地帯の集落ごとのエリア化に関する計画」を統合して作成

注 うち居住者向け光ファイバも未整備であるのは、数集落の見込み。

携帯電話事業者4者の開設計画による各年度末時点のエリア外の集落数及び人口

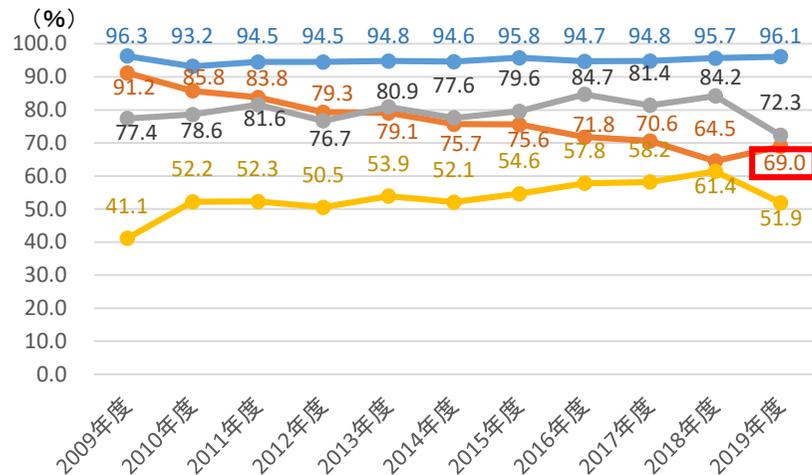


エリア外人口の推移と今後の整備目標

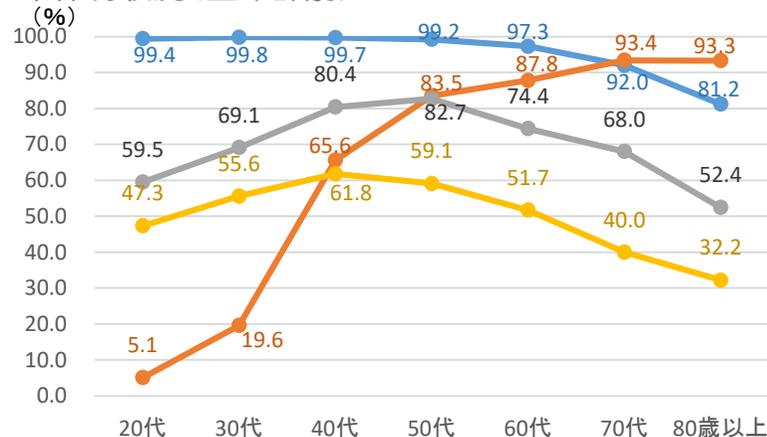
固定電話の普及率、緊急通報の発信数

固定電話・携帯電話等の保有状況

<世帯保有状況(年度別)>



<世帯保有状況(主年齢別)> 2019年度

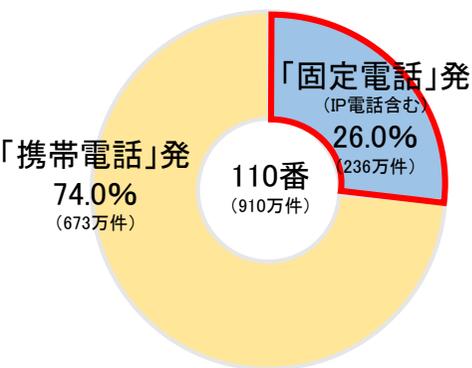


※1 「携帯電話」は、携帯電話・PHS利用世帯の割合。
 ※2 「固定系ブロードバンド」は、過去1年間に自宅でパソコン等からインターネットを利用したことがある世帯に占めるDSL、FTTH、CATV、FWA利用世帯の割合。
 ※3 「固定系超高速ブロードバンド」は、過去1年間に自宅でパソコン等からインターネットを利用したことがある世帯に占めるFTTH利用世帯の割合。

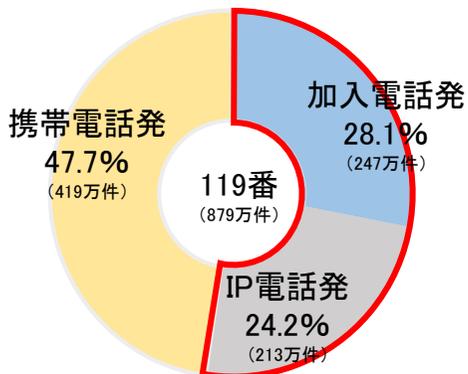
出典：総務省『通信利用動向調査』

緊急通報の発信数

警察(2019年)



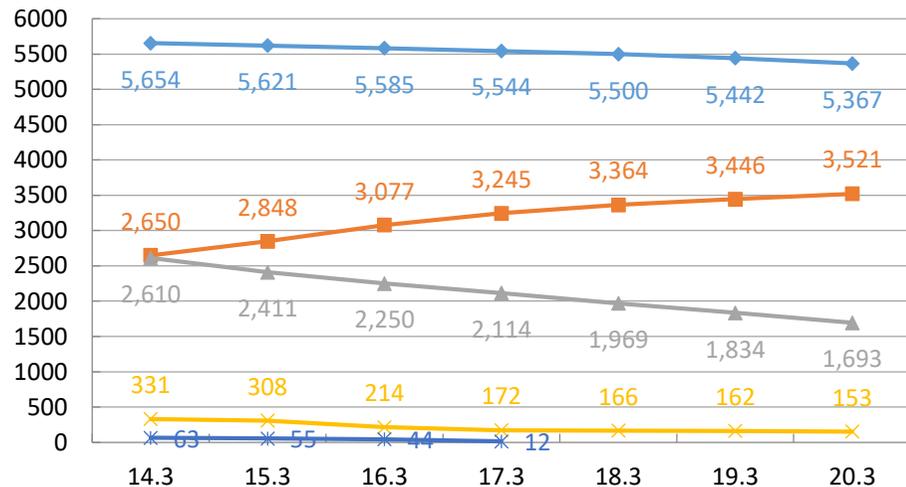
消防(2019年)



(出典)：警察庁「令和2年版 警察白書」
 消防庁「令和2年版 消防白書」

固定電話の契約数の推移

(万契約)



出典：総務省『電気通信事業分野における市場検証年次レポート』

現行のユニバーサルサービス制度の概要

- NTT法において、NTT東西に対して、電話のサービスのあまねく日本全国における適切・公平・安定的な提供を義務付け。
- 電気通信事業法においても、基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)として、固定電話、公衆電話、緊急通報を規定し、利用者保護等のための必要なルールを適用（例：料金の事前届出制）。
- 条件不利地域においてNTT東西が電話網を維持するためのコスト(赤字の一部)を補填するため、その他の事業者に負担を求める制度(ユニバーサルサービス交付金制度)を設けている。

ユニバーサルサービスの対象

<p>固定電話 (光IP電話を含む)</p> 	<p>公衆電話 (第一種公衆電話)</p> 	<p>緊急通報 (固定・公衆電話発)</p> 
--	---	--

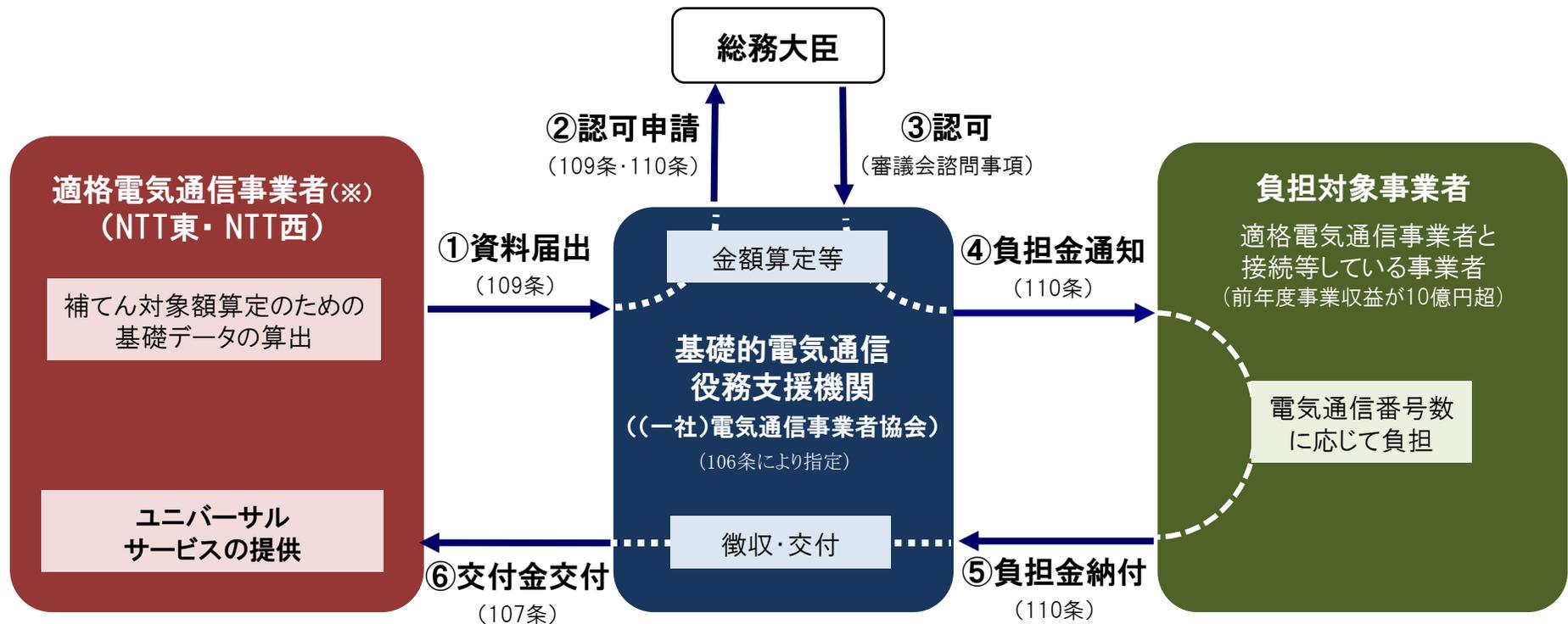
☞ ただし、携帯電話、ブロードバンドサービス、電子メール等は対象外。

ユニバーサルサービス交付金制度

<p>負担事業者</p> <p>固定事業者 携帯事業者</p>  	<p>補填</p>	<p>ユニバーサルサービス提供事業者</p> <p>NTT東日本 NTT西日本</p>
<p>負担額</p> <p>3円/月・番号(1~6月) (2021年適用)</p>		<p>交付金</p> <p>66.6億円 (2020年適用)</p>

基礎的電気通信役務に関する交付金と費用負担

- **適格電気通信事業者**(ユニバーサルサービス提供事業者。NTT東西)が設置する設備と接続等を行うことによって受益している**他の電気通信事業者が**、電気通信番号数に応じて**費用を負担**。
- 基礎的電気通信役務支援機関が負担対象事業者から負担金を徴収し、適格電気通信事業者に交付金を交付。



(※)適格電気通信事業者の要件
アナログ電話又は光IP電話の提供可能世帯数割合が100%であること、公衆電話の設置台数が都道府県ごとの設置基準に適合していること。(108条等)

(注)条文はすべて電気通信事業法。

加入電話(基本料金)

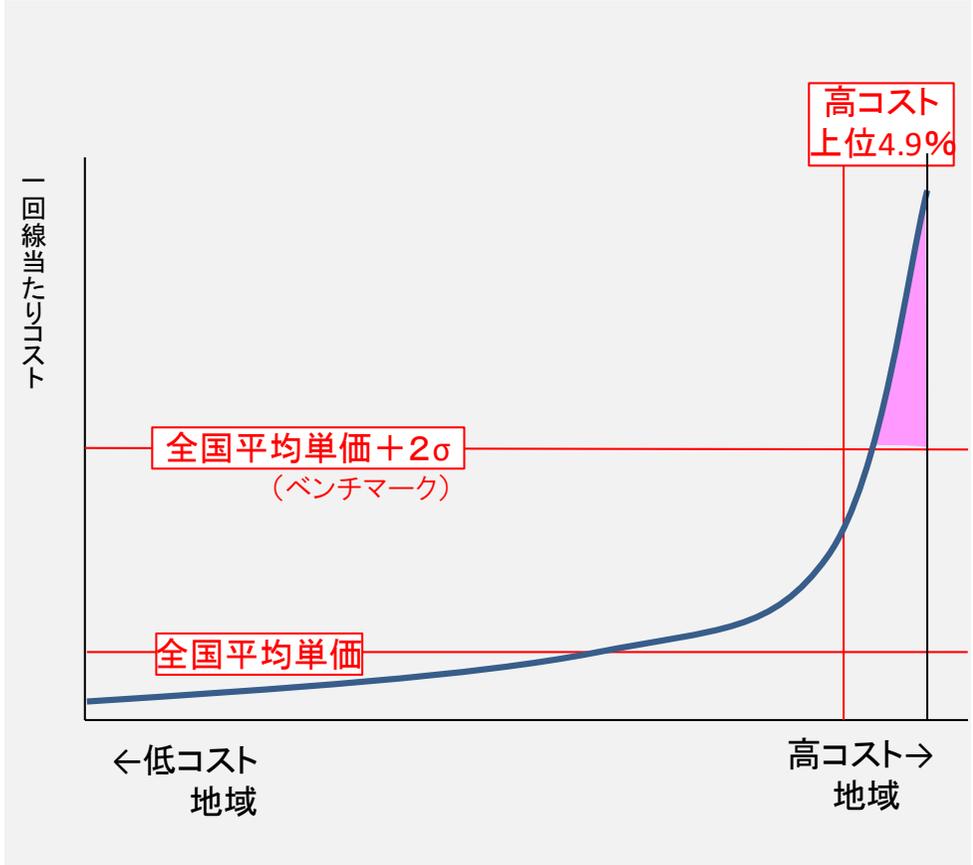
- 加入者回線のうち高コスト地域(上位4.9%)に属する回線について、長期増分費用(LRIC)モデルで算出した回線原価と一定基準の原価(ベンチマーク)の差額を補填。
- 高コスト地域とは、制度開始時点(2005年度)において1回線あたりのコストが「全国平均単価+標準偏差の2倍」以上となる地域(上位4.9%)をいう。

緊急通報

- 加入者回線のうち高コスト地域(上位4.9%)に対応した緊急通報のつなぎ込み回線について、長期増分費用(LRIC)モデルで算出した回線原価を補填。

第一種公衆電話

- 長期増分費用(LRIC)モデルで算出した原価と収入の差額を補填。



認可年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
NTT東西におけるユニバ収支※1	▲518億円	▲849億円	▲1,255億円	▲1,312億円	▲1,185億円	▲1,103億円	▲1,079億円	▲1,022億円	▲819億円	▲818億円	▲816億円	▲796億円	▲535億円	▲395億円
NTT東西への補填額	152億円	136億円	180億円	188億円	152億円	111億円	74億円	69億円	69億円	68億円	69億円	65億円	65億円	66億円
1番号あたりの月額負担額(番号単価)※2	7円/月・番号	6円/月・番号	8円/月・番号	8円/月・番号	7円/月・番号	(1~6月)	3円/月・番号	3円/月・番号	2円/月・番号	(1~6月)	(1~6月)	2円/月・番号	2円/月・番号	(1~6月)
						5円/月・番号				3円/月・番号	2円/月・番号			2円/月・番号
						(7~12月)				(7~12月)	(7~12月)			(7~12月)
						3円/月・番号				3円/月・番号	3円/月・番号			3円/月・番号

※1 ユニバ収支は、認可年度の前年度のもの。2019年度は2018年度赤字額に対する交付金額(補填額)等を認可。

※2 番号単価は認可の翌年1月から適用。

- 辺地、離島等の地域において電話の提供に用いるメタル回線について、老朽化した場合の再敷設や、豪雨災害等により故障した場合の補修が大きな経済的負担となっている。
- NTTによる他者設備利用(携帯電話網)の活用等、提供手段の効率化を実現し、将来にわたり、電話を低廉に利用できる状況を持続的に確保するため、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案」が2020年2月28日に閣議決定され、第201回通常国会に提出。

法律案の概要

■ NTT東西が提供する加入電話は、自社設備による提供が義務付けられ、赤字が発生しており、人口減少の急速な進展に伴い経済的負担が更に膨らむおそれ。

☞ 加入電話の収支はNTT東西で361億円の赤字(2018年度)

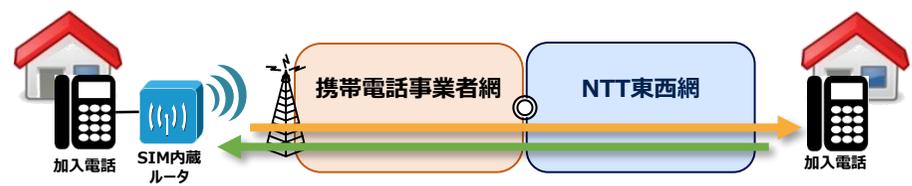
■ 昨今の災害発生状況を踏まえ、災害時の加入電話の迅速な復旧が課題。



NTT東西が、**所要の要件※を満たす場合に限り、総務大臣の認可により、他の電気通信事業者の設備(無線設備)を用いて電話を提供することを可能とする等の制度整備を行う。**

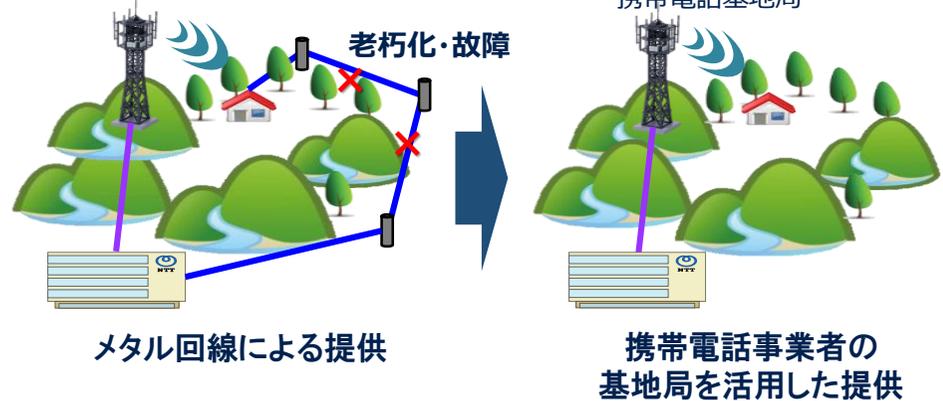
※ 利用範囲、安定的な提供体制、公正な設備調達等

ワイヤレス電話のイメージ

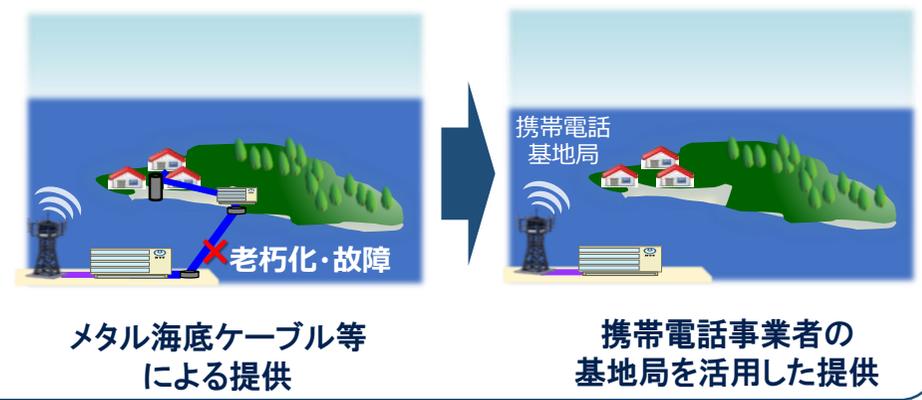


他者設備の利用イメージ(想定)

■ 山間エリア



■ 離島エリア



諮問理由

- ◆ 第一種公衆電話は、社会生活上の安全や戸外における最低限の通信手段を確保する観点から、ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)として位置づけられており、制度創設以降、設置基準や補填の考え方を維持してきている。
- ◆ モバイル通信の普及、人口減少や自然災害の頻発等、我が国の情報通信を取り巻く環境が急速に変化してきており、これまでの社会経済環境を前提とした公衆電話の在り方についても見直しが急務となってきている。
- ◆ 以上の変化に対応し、公衆電話が果たしている社会的役割を踏まえ、災害時を含めて公衆電話を将来にわたって一層有効に活用できるようにする観点から、必要な事項について検討するために諮問を行う。

答申を希望する事項

1. ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方
2. 社会経済環境の変化を見据えた設置基準等の在り方
3. 災害時用公衆電話の在り方
4. その他必要と考えられる事項

スケジュール

- ◆ 2021年1月に電気通信事業政策部会への付託を希望。
- ◆ 2021年6月を目途に答申を希望。その後、答申を踏まえ、所要の制度整備を行う。